

宇治市公報

宇治市宇治琵琶33
発行 宇治市
政策経営部
行政経営課
電話 22-3141番
印刷 宇治市横島町吹前123-4
南山城複写センター

目次

告 示

- 告示第98号 平成30年7月豪雨により被害を受けた地域における
宇治市市税に関する申告期限等の延長……………(市民税課) …2
- 告示第101号 分任出納員に対する事務委任……………(会計室) …2

告 示

宇治市告示第98号

平成30年7月豪雨により被害を受けた地域における宇治市市税に関する申告期限等の延長について

地方税法（昭和25年法律第226号）又は宇治市市税条例（昭和51年宇治市条例第1号）による申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限のうち、次に指定する地域に居住し、又は所在する者に係るもので、その期限が平成30年7月5日以後に到来するものについては、その期限を別に告示で定める期日まで延長します。

平成30年7月31日

宇治市長 山本 正

都道府県名	指 定 地 域
岡山県	岡山市北区、岡山市東区、倉敷市真備町、笠岡市、井原市、総社市、高梁市及び小田郡矢掛町
広島県	広島市安芸区、呉市、竹原市、三原市、尾道市、東広島市、江田島市、安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町及び安芸郡坂町
山口県	岩国市周東町
愛媛県	宇和島市、大洲市及び西予市

(揭示済)

宇治市告示第101号

分任出納員に対する事務委任について

宇治市財務規則（昭和44年宇治市規則第1号）第141条の2第2項の規定により、次の者を分任出納員に任命し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定により、事務を委任したので告示します。

平成30年8月10日

宇治市長 山本 正

(分任出納員に対する委任)

委 任 事 務	委 任 を 受 け た 者		委 任 年 月 日
	所 属	氏 名	
所管に係る現金の収納及び保管	健康生きがい課	北池 良	平成30年 4月1日